

所得税や住民税の申告をする必要があるか確認 していきましょう！

スタート! 

問1

前年の1月～12月の間に収入がある

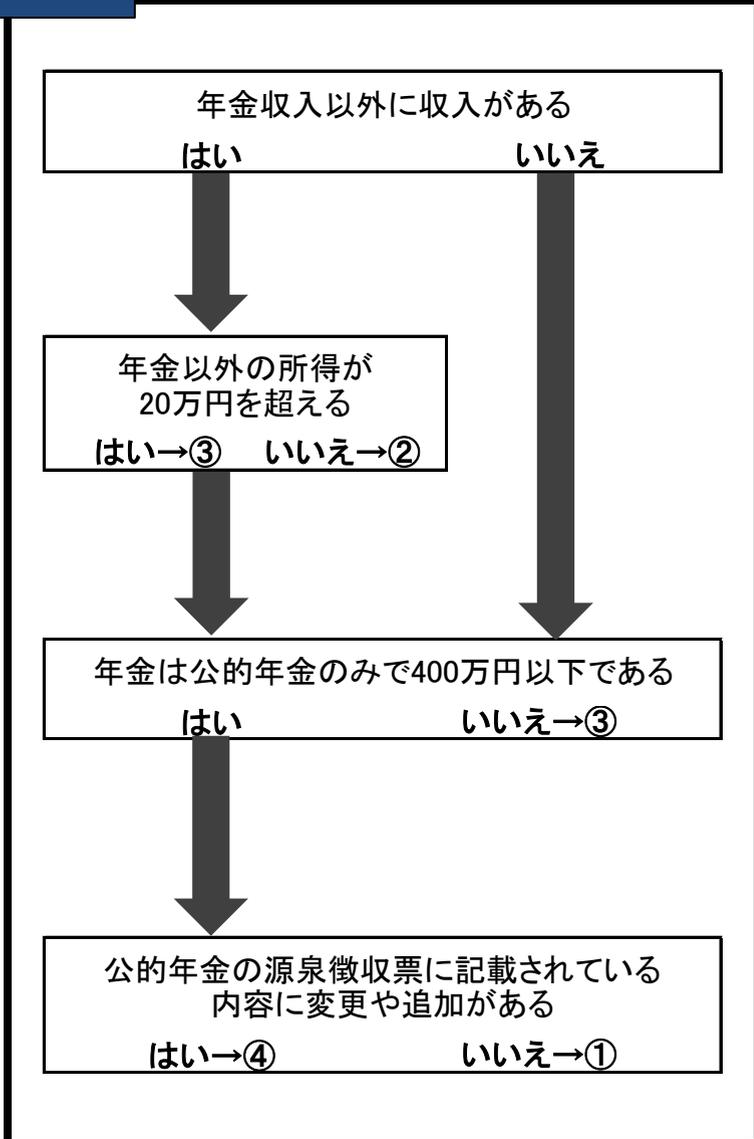
年金収入がある → Aへ
 給与収入がある → Bへ いいえ→問2へ
 その他(営業・農業等) → Cへ

問2

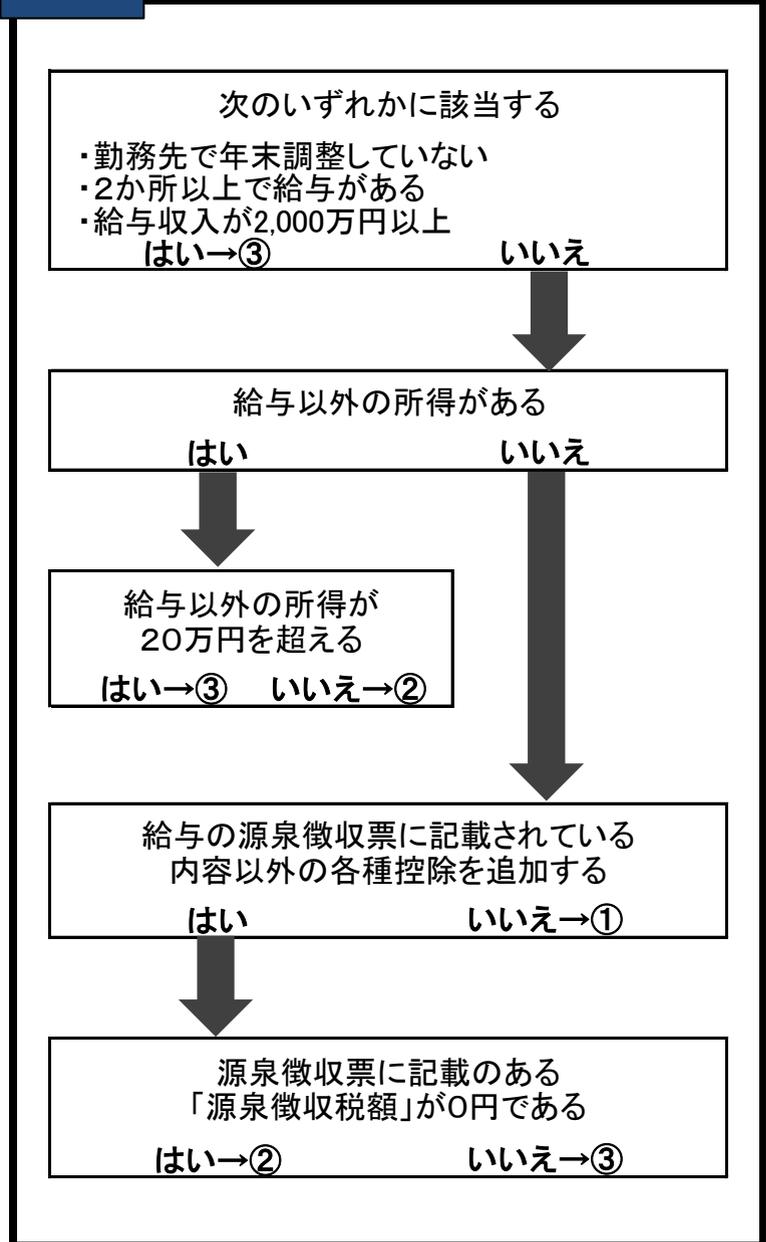
家族の税制上の扶養である
 (源泉徴収票等で扶養親族になっている)

はい→① いいえ→②

A



B



C

所得金額(収入-経費)が所得税の
所得控除の合計額より大きい

はい→③ いいえ→②



おわり!

① 申告の必要はありません。

② 市県民税の申告が必要です。

③ 所得税の確定申告が必要です。

④ 市県民税の申告をすると税額が
下がる可能性があります。

※①に該当する場合でも所得課税証明書が必要な方は市県民税の申告が必要です。

※この図は一例です。申告の詳細については課税課までお問い合わせください。